特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百九十九号）	第二条
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）	第十四条第一項から第三項まで
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）	第十条第一項及び第二十九条第一項
駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第百三十一号）	第十一条第一項及び第二項
特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令（昭和三十七年政令第六十二号）	第一条及び第四条

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則

（会計検査院法施行規則の一部改正）

第一条　会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十八条及び第十九条を削り、第二十条を第十八条とする。

（計算証明規則の一部改正）

第二条　計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「次の各号のいずれかの記録媒体」を「光ディスク（日本産業規格X六二四一、X六二四五、X六二四九、X六二八一又はX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルのものに限る。）」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第八十六条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項の規定により」を「第六条第一項の規定に基づき」に改め、「（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を削り、「よって計算証明をすることができる」を「より計算証明をする場合については、この章の定めるところによる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条の二　情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と証明責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2　前項に規定する証明責任者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第八十七条の二　情報通信技術活用法第六条第六項に規定する会計検査院規則で定める場合は、第五条第一項の規定により証拠書類の原本を提出しなければならない場合（証拠書類の原本と共に編集するものがある場合を含む。）とする。

第九十条中「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改める。

（会計検査院懲戒処分要求及び検定規則の一部改正）

第三条　会計検査院懲戒処分要求及び検定規則（平成十八年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定）」に改め、同条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項及びこの規則」を「第六条第一項」に、「（情報通信技術利用法第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせる」を「を使用する方法により行う」に、「情報通信技術利用法第二条第六号」を「同法第三条第八号」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「第十四条」を「第十三条」に、「第二十三条第三項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条を第二十条とする。

第二十四条中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条を第二十九条とし、同条の前に次の四条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等の指定）

第二十五条　情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等（同法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）は、第一条から第三条まで、第五条第一項、第十条（第十二条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十二条第一項、第十七条第一項（第十九条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）及び第十九条第一項の規定による処分通知等とする。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第二十六条　情報通信技術活用法第七条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2　前項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。